

## 高血圧専門医制度における指導医の過渡的（暫定）措置に関する細則

### 第 1 条

日本高血圧学会認定 高血圧専門医制度（以下高血圧専門医制度と略記する）の実施にあたり、その円滑な運営を図るために、受験資格の認定については以下に定める過渡的（暫定）措置を講ずる。

### 第 2 条

本措置の運営は、専門医制度委員会がこれを行う。

### 第 3 条 指導医の認定

1. 認定施設に勤務する役員、評議員、特別正会員（FJSH）又は高血圧専門医に指導医を委嘱する。
2. 専門医制度委員会は、毎年 1 回指導医について審査を行う。審査は毎年 3 月 20 日迄に終了しなければならない。
3. 本学会理事長は、専門医制度委員会において指導医の資格ありと認められたものに対し、理事会の議を経て本学会指導医委嘱状を交付する。

### 第 4 条 委嘱の更新

過渡的措置により委嘱された指導医は、その継続を希望する場合には、5 年後に日本高血圧学会認定高血圧専門医制度規則第 8 章に定める手続きを経て、委嘱の更新を受けなければならない。

### 第 5 条 資格の喪失

過渡的措置による指導医の資格の喪失については日本高血圧学会認定高血圧専門医制度規則第 9 章に準ずる。

### 第 6 条 本細則の発効および改廃

本細則は平成 20 年 4 月 1 日を以って発効し、改正は理事会の議を経なければならない。本細則は 3 年間の過渡的措置の終了を以て廃止される。